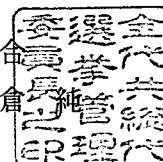


平成26年8月21日

選挙告示第1号

全国運転代行共済協同組合
総代選挙管理委員長 小倉 純



総代選挙の告示について

定款第40条第2項および総代選挙規約第8条の規定にもとづき、平成26年に行う総代選挙の都道府県ごとの総代定数、立候補等の届出期間、選挙の方法、選挙権及び被選挙権、選挙期日を次のとおり定めましたので告示します。

記

1 都道府県ごとの総代定数

別紙を参照下さい。

2 立候補等の届出期間

(1) 平成26年9月1日から9月25日(必着)まで

(2) 立候補または推薦の手続

総代選挙管理委員会が定める所定の立候補届または推薦届様式により総代選挙管理委員会に郵送または持参により提出願います。推薦届を提出するには被推薦者の同意があることを要します。

(3) 各届出様式は、別紙にて同封しております。

(組合ホームページにも用意しております)

(4) 各届出の提出先は、総代選挙管理委員会に送付願います。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-9-8 新京橋第1長岡ビル 3F

全国運転代行共済協同組合総代選挙管理委員会 宛

3 選挙の方法

選挙は、各都道府県ごとに行い、候補者が定数を超えた場合は、投票によって行います。なお、候補者が定数内のときは無投票当選となります。

4 投票の方法

候補者が定数を超えた場合の投票は、次の方法で行います。

(1) 投票の方法

都道府県ごとの単記式無記名投票によります。組合員が、総代選挙管理委員会の送付

した投票用紙を投票所に配達日指定郵便で送り投票を行います。

(2) 投票の場所、投票期間

- ・投票の場所 任意の郵便局窓口またはポスト（総代選挙管理委員会にあてて投票用紙が封入された封書を配達日指定郵便により送付する方法によります。）
- ・投票の期間 平成26年11月7日から11月12日までに郵送手続を行うものとします。投票期日以外の日に配達されたものは無効とします。

(3) 投票期日 平成26年11月17日(上記の投票期間内に投函してください)

(4) 投票用紙の再交付について

投票用紙および選挙公報が平成26年10月31日までに到着しない場合には、総代選挙管理委員会に申し出て投票用紙の再交付を受けることができます。詳細については総代選挙管理委員会（組合事務局）にお問合せください。

5 選挙権及び被選挙権

(1) 選挙権

平成26年8月1日現在の組合員名簿に記載された組合員

(2) 被選挙権

- ① 平成26年8月1日現在の組合員名簿に記載された組合員で、選挙告示に定められた届出期間内に総代候補者として立候補した者
- ② 同日現在の組合員名簿に記載された組合員で、選挙告示に定められた届出期間内に選挙権を有する組合員5名から総代候補者として推薦された者

6 開票期日 平成26年11月17日

組合事務局において、選挙立会人の立会いのもとで総代選挙管理委員会が開票を行います。

以 上

別紙

2014年 地区別総代数表

都道府県	基準組合員数 基準日(2014/1/1)	総代数
北海道	103	3
青森県	68	2
岩手県	40	2
宮城県	107	3
秋田県	101	3
山形県	73	2
福島県	99	3
茨城県	181	4
栃木県	103	3
群馬県	136	3
埼玉県	86	2
千葉県	146	3
東京都	36	2
神奈川県	37	2
新潟県	65	2
富山県	44	2
石川県	40	2
福井県	85	2
山梨県	16	1
長野県	114	3
岐阜県	57	2
静岡県	77	2
愛知県	57	2
三重県	28	1
滋賀県	25	1
京都府	17	1
大阪府	102	3
兵庫県	79	2
奈良県	23	1
和歌山県	96	2
鳥取県	20	1
島根県	10	1
岡山県	21	1
広島県	21	1
山口県	31	1
徳島県	13	1
香川県	16	1
愛媛県	60	2
高知県	37	2
福岡県	171	4
佐賀県	45	2
長崎県	66	2
熊本県	200	4
大分県	27	1
宮崎県	51	2
鹿児島県	148	3
沖縄県	238	5
合計	3,416	100

定款 別表2 都道府県ごとの総代定数の決定方法(第40条関係)

都道府県ごとの定数の決定に際しては、総定数100のうち、まず上記の47都道府県にそれぞれ定数1を割り当てるものとし、残る53の定数を総代選挙実施の年の1月1日現在の組合員数(以下「基準組合員数」という)に基づき、次の通り割り当てるものとする。

- 1) 各都道府県ごとに当該都道府県内の基準組合員数に53を乗じた数を当組合の総組合員数で除した数値(以下「総代定数割当基準値」という)を算出し、その総代定数割当基準値の小数点以下を切り捨てた数の定数を割り当てる。
- 2) 上記の方法においても割り当てられず、残る定数がある場合については、総代定数割当基準値の小数点以下の数が大きい都道府県から順に、残数が零になるまで割り当てる。
- 3) 組合員数が同数の都道府県が存在することにより、定数の配分ができない場合については、基準組合員数と前年1月1日現在の組合員数とを比較した場合の増加率が高い都道府県から順に、割り当てる。
- 4) 上記のいずれによっても、定数の配分を決ることができない場合については、理事長がくじで定めるものとする。